

モラル・エンハンスメントはなぜ不穩に響くのか

立花幸司

本稿の課題、背景、構成

まずはじめに述べておかねばならないことだが、この小論で私が明らかにしようとしている事柄は、通常「エンハンスメント・増強 (enhancement)」が論じられる際には中心的論点とはならないだろう、という点である。少なくとも私はそう考えている。しかしそれでも、時間と紙幅を費やして明らかにしようと試みるだけの価値はあるように思われる。これから見ていくように、エンハンスメントには様々な論点がある。そのどれもが考えるに値する論点であり、長い時間と忍耐強い知的営みを必要とする。そして実際、多くの研究が、そうした〈重要な〉問題の解明に費やされている。しかし、そうした研究が積み重なっていき、また多数の研究者たちが議論に参加する様子を見れば見るほど、或る疑問が湧いてくる。

——「そもそもなぜ我々はエンハンスメントという問題に惹かれるのだろうか？」

この問いは幾分稚拙な感じがするかもしれない。とりわけ、多くの研究者が論じている専門的で重要な多くの問題と並べてみたときにはいっそうそう感じられるだろう。そして、そうした多くの〈重要な〉問題と比べれば、あまりに容易に答えられる〈子供じみた〉問いかけにも思われる。曰く、我々の欲望は果てを知らず、我々は外見的にもっと魅力的になりたいし、頭だってもっと良くなりたい、そして道徳的にもっと立派な人間になりたいと思っている。そして、エンハンスメントはそうした欲望をラディカルな仕方ですべて満たしてくれる可能性に満ちているから惹かれてしまうのだ、と。

確かにそうなのだが、しかし、それでも問いに答えられたという気がしない。もしエンハンスメントがそんなにも魅力的なものであるのなら、なぜ「エンハンスメント」の言葉を聞くと一抹の不安を覚えるのか。とりわけ、人間を道徳的にするという「モラル・エンハンスメント」という言葉はなぜ不穏な響きを与えるのか。本稿はこれを問題とする。したがって、本稿の課題は、モラル・エンハンスメントに内在的で特徴的だが、しかし通常の議論では取り上げられることのない或る観点を明らかにすることであり、それにより「モラル・エンハンスメント」という事柄のもつ不穏さを明らかにすることである。

本稿の構成を簡単に述べておく。まず、エンハンスメントの意味、種類、典型的な具体例を確認し、エンハンスメントについての略図を手に入れる(第1節)。ついで、そうしたエンハンスメントで普段どういった点が専門家の間で論点となり論じられてきたのかを確認することで、略図を多少精緻にする(第2節)。以上を確認した上で、多岐にわたる論点を整理するために、エンハンスメントの議論を三つの領域に分けることを提案し、エンハンスメントを巡る議論の見取り図を描く(第3節)。この見取り図を手がかりにしながら、本稿の課題である「モラル・エンハンスメントはなぜ不穏に響くのか」を論じ(第4節)、最後に本稿全体をまとめる。

1 エンハンスメントの意味、種類、具体例

本節の目的は、エンハンスメントの略図を手に入れることである。まず、エンハンスメントとはどのような意味で用いられているのかを確認する。ついでその意味の下で、エンハンスメントは三種類に分類されていることを各々の典型的な具体例を見ながら確認する。

1-1 エンハンスメントの意味

ドイツ連邦文部科学省によって Bonn に設置された「生命環境倫理ドイツ情報センター」(DRZE) が二〇〇二年に纏めた報告書『エンハンスメント——バイオテクノロジーによる人間改造と倫理』での意味の規定を見ておこう。DRZE に抛れば、エンハンスメントには、(1)「診断や治療、予防、緩和について現にある可能性を改良 (Verbesserung) ないし拡張 (Erweiterung) する」ことと、(2)「健康の回復と維持を超えて、能力や性質の改良をめざして人間の心身の仕組みに生物医学的に介入する」ことの二つの意味がある。その上で DRZE は第二の意味での——したがって、医療を「超えた」意味での——エンハンスメントに焦点を当てて論じることが明記されている (DRZE (ed.) 2002 (邦訳 p. 3))。

翌年 (二〇〇三年)、Leon R. Kass を議長とする米国の大統領生命倫理評議会によって纏められた報告書『治療を超えて——バイオテクノロジーと幸福の追求』でも同様の規定を採用している。彼らは、エンハンスメントを、「既知の病気や障害、損傷を持った人の健康や機能を正常な状態に回復させるための処置としてバイオテクノロジーの力を使うこと」である治療 (Therapy) とは対照的なものとした上で、「何らかの疾患に対

(1) この報告書名は邦訳のものであり、直訳すれば『エンハンスメント——生物医学による人間改良をめぐる倫理的議論』となる (cf. DRZE (ed.) 2002 (邦訳 p. 167))。

してではなく、「正常」に働いている人間の身体や心理に直接介入してそれらを変化させるというかたちで、従来の素質活動能力を強化し、向上させるためにバイオテクノロジーの力を直接的に使うこと」と規定している (Kass (ed.) 2003: 13-14. (邦訳 p. 15))。

これら規定から、エンハンスメントとは、「医療と同等の手法や技術を用いながら、(患者ではないという意味での)健康な人間に対して、通常の能力以上のものを付与すること」と纏めることができるだろう。では、そうした治療と対比されるエンハンスメントにはどれだけの種類、手法があり、典型的な具体例とはどういったものなのであろうか。

1・2 エンハンスメントの種類、手法、典型的な具体例

一般に、エンハンスメントは (1) 「身体的エンハンスメント (physical enhancement)」 (2) 「知的／認知的エンハンスメント (intelligent/cognitive enhancement)」 (3) 「道徳的エンハンスメント (moral enhancement)」 の三つに大別することができるとされる (Walters&Palmer1997: 108ff. DRZE (ed.) 2002 (邦訳 p. 4, pp. 25-26))。エンハンスメントの手法としては、主に薬理的介入・外科的介入・遺伝的介入が論じられてきたが、最近はこのに加えて BMI (Brain-Machine Interface) や BCI (Brain-Computer Interface) などのサイボーグ化とも呼ぶべき介入も含まれることがある (cf. 櫻井 *et al.* 2007)。

つぎに、DRZE と米国大統領報告書を参考にしながら、それぞれの具体的な具体例が挙げられているのかを確認しよう。身体的エンハンスメントは、現時点で最も身近になっている技術である。それは、美容整形やドーピングとして既に普及しているからである。最近では「アンチ・エイジング (anti-aging)」として耳にするようになった老化防止などもそれに該当するだろう。さらに、低身長症の人が身長を高めることなども挙げられている。また、知的エンハンスメントとしては、向精神薬 (リタリンやプロザック) を用いた集中力・

注意力・記憶力の向上が米国を中心に最も議論されている。

他方、道徳的エンハンスメントは、実際のところその具体例に乏し¹⁾。DRZEは、Walters & Palmer 1997に依拠しながら、「道徳的 (moral)」エンハンスメントを「人間の行動とくに社会的行動に影響を与える」ことと意味づけているが (DRZE (ed.) 2002 (邦訳 p. 26))、これは「道徳」という言葉でもって一般に了解されている事柄とびったりとは重なっていないようにも思われる。また、DRZEと米国大統領報告書のいずれもが向精神薬による気分のコントロールを考察しているが、いずれもこれが道徳的増強であるとは明記していない。ただし、DRZEが依拠していたWalters & Palmer 1997では、遺伝的介入に限定した上でだが道徳的エンハンスメントとして「暴力行為 (violent behavior)」や「攻撃的性格 (aggressive character)」の改善を主に採り上げているので (Walters & Palmer 1997: 123-128)、本稿でもこれらを中心に今後考察を進めることとする。

2 エンハンスメントを巡る幾つかの論点

では、こうしたエンハンスメントを巡ってはどのような論点が提示されているのか。本節では、主要な論点となっているものを、引き続きDRZEと大統領生命倫理評議会の報告書を主に参考にしながら、纏めることにする (DRZE (ed.) 2002, Kass (ed.) 2003, Greely 2006: 255-261 (邦訳 pp. 418-430))。

【線引き問題】まず問題となるのは、エンハンスメント行為と医療行為の境界線の曖昧さである。エンハンスメントの意味を、「医療を〈超えた〉行為」と規定したとしても、どの行為が医療を〈超える〉のかは別途問題となる。たとえば、成長ホルモンの不足による低身長症で背が低い子どもと、同じ身長だがそれは両親が背が低いことが原因であるような子どもがいるとき、病気であることを理由にして一方の子どもだけに治療として介入することはどの程度妥当なのか問題となる (cf. Parens 2006: 79 (邦訳 p. 139))。こうした問題か

ら、低身長症そのものが病気であるか否かについても議論がなされており (DRZE (ed.) 2002 (邦訳 p. 44ff))、病気とは何であり、医学の目的とは何なのかを改めて問題とされている。

【医療経済学】また、「線引き問題」と連動して、引かれた境界線が医療経済の観点から見て妥当か否かが問題となる。ここでは、たとえば、多くを医療行為とすることで医療保険制度が破綻しないかどうか、また、線引きは既存の保険制度やその趣旨と整合的か否か、といったことが問題となる。

【倫理的妥当性】他方で、線引き問題や医療経済学の問題との兼ね合いとは別に、エンハンスメントはそもそも倫理的に許される行為なのかどうかという点も問題となる。たとえば、親に与えられた容貌に手を加えることは倫理的に許されることなのか否かが問題となる。

【人間的諸価値】こうした倫理的妥当性を巡る問題と関連して、〈完全な人間を目指す〉ことは人がもっている様々な道徳的価値と齟齬をきたしたり、場合によってはそれらを放逐したりしてしまうのではないかと、といった懸念についても論じられている。たとえば、人は弱さをもつがゆえに、また、いのちを「恵み (giftedness)」として慈しむがゆえに、共感、連帯感、支え合いといった社会生活を営む上で欠くことのできない道徳的特質を手に入れているのだとしたら、エンハンスメントは、それら特質を放逐することに一役買う可能性がある (中島園 2005、松田 2007)。

【オリジナリティ・アイデンティティ】さらに、とりわけドーピングを例に議論されているように、達成された出来事がオリジナルの本物の能力によってであることの意義を巡る問題や、また、エンハンスメントによって様々なことを達成できるようになったとしても、もはや「私」が達成したのだ」といった感覚を抱けなくなるのではないかと、といった問題も指摘されている。

【平等・公平性】再び社会制度の側に目を転じれば、一部の人間だけがエンハンスメントの利益を享受できるのは正義や公平性にかなっているのかといった配分上の正義を巡る問題がある。これは、富裕層はエンハ

ンズメント技術を享受できるが貧困層は享受できず、その結果エンハンスメントによる能力の格差が拡大し、それともない経済格差が広がり、格差社会が固定化するという問題の可能性が指摘されている (Greedy 2006, 植原 2008)。

【医療化・社会的圧力・強制】あるいは反対の問題も生じる可能性がある。エンハンスメントを認めることで、エンハンスメントされていない状態を（広い意味での）「病気」として位置づけ、その意味で新たに病気や病人を作り出してしまおうといった「医療化」が生じないかが問題となる。また、こうした病気・病人の産出のみならず、エンハンスメントの普及に伴い、エンハンスメントするのが「普通」であるところでエンハンスメントしない人に対して、エンハンスメントするよう社会の側から圧力や強制が加えられる可能性もある。携帯電話を持っていないことで非難される現状はこれと似ている。「仕事に支障をきたさないように携帯ぐらい持ちなさい」と言われるように、「仕事に支障をきたさないように記憶力ぐらい増強しておきなさい」と上司に叱責されるようになるかもしれないのである。

【安全性】こうした諸問題とは別に、エンハンスメント技術が科学的・技術的・医療的に安全性がどの程度担保されるのか、短期的・中長期的リスクはどの程度明らかにできるのか、といった問題もある。

このように、エンハンスメントを巡って様々な論点が既に主題化され、議論が積み重ねられている。これら各論点は相互に関係しているが、それでもなお、エンハンスメントを巡る議論として纏めるには多岐にわたっている。次節では、これら論点を幾つかの領域に分けることで、エンハンスメントの議論状況について本稿の課題に必要な見取り図を手に入れておこう。

3 三つの領域（科学、人間性、社会）²⁾

前節で見たように、エンハンスメントを巡る論点は多岐にわたっている。これら数多くの論点を幾つかの領域に分けることで、エンハンスメントを巡る議論がそれぞれ何を問題にしているのかをよりよく理解することができる。ここでは、エンハンスメントの議論として今注目を集めている神経科学や脳科学（neuroscience / brain science）の分野を例に挙げながら、このことを考える。エンハンスメントを含めた人間に纏わる科学技術を巡る議論は以下の三つの領域に分けることができる。

- (1) 科学的・技術的可能性を巡る議論の領域
- (2) 人間性を巡る議論の領域
- (3) 政治的・法的・社会的実現可能性と影響を巡る議論の領域

まず、(1) は主に「神経科学（neuroscience）」が担当することとなる領域である。案件となるエンハンスメント技術が科学的・技術的に可能かどうか、その場合の（さしあたりの）リスクはどの程度なのか、がここでは問題となる。³⁾そしてこれらを専門的に扱えるのは、直接的に、あるいは間接的に、そうした科学技術の成立を担ってきた科学者や科学技術者といった研究者集団・専門家集団である。

(2) と (3) は、そうした科学技術が孕む倫理的・法的・社会的問題（ELSI: Ethical, Legal and Social Issues/ Implications）として「ニューロエシックス（neuroethics）」の名の下に一つに纏められ論じられてきた。たしかに、人間性についての我々の理解（人間観）に基づいて社会が実現されなくてはならないし、社会的現実から見て突拍子もない人間観というのものもあまり意味がない。このように、我々の人間理解に基づいて、我々の

社会を、我々が形成し、そうした社会によって我々が育まれる、という構造が成り立っている以上、(2)と(3)が一纏まりのものとして扱われてきたことは理解できる。

しかしながら、この両者を区別する理由もある。まず一方で、「人間とは何か？」という茫漠とした問い、そこに包摂される(未だ曖昧なものから精緻で論理的なものにいたる)様々な問いの集まり、そしてそこで解明しようとしている「人間像」がある。これらは必ずしも政治的・法的・社会的な実現可能性を考慮に入れずとも、検討し考察することができる。実際、哲学や一部のSF作品は、想像力を逞しくすることで或る種の限界状況を作り出し、我々の現在の人間理解に揺さぶりをかけてきた。たとえばプラトンは、「道徳的・倫理的であること」の我々の理解を吟味するために、この指輪をつければ透明人間になることができ、何をしても露見することがないという「ギュゲスの指輪」という架空の道具を例に、悪事が露見しなければ悪事を為しても「よい」のか、と我々に問いかけてくるのである(『国家』二卷三章)。

他方で、政治的・法的・社会的な実現可能性の検討という議論領域がある。実際の政治的・法的・社会的枠組みを論じるにあたっては、案件がどの程度喫緊の問題であるのかが最重要事項となる。それは、人的資源も、資金も、時間も、あらゆるものが有限であり、そこで実際に社会が営まれ、人々が生活をしているからである。それゆえ、将来的に「ギュゲスの指輪」が実現するかもしれない、実現した場合は社会に大きな問題が生じるとしても(たしかにそんなものが出れば社会と我々の倫理観は大きく揺さぶられるだろう)、国会で「ギュゲスの指輪関連法案」の是非を今から議論するわけにはいかない⁴⁾のである。喫緊に解決すべき課題は他に山

(2) 本節の内容は、拙稿(立花2009)を元にしており、議論の詳細はそちらを参照。

(3) そもそも何をリスクと見積もるのかといった問題が主題となる場合は、科学者・科学技術者集団の枠を超えた市民参加型の討議が必要となる。この点については永見2007:382頁を参照。また、科学技術への市民参加について、市民の道徳性を問題としながら私自身かつて論じたことがある(cf. Tachibana 2008)。

(4) 「ギュゲスの指輪」などという紀元前に提示されたあまりに非現実的な「御伽噺」を引き合いに出すことは議論として誠実では

のようにあるのだから。

したがって、エンハンスメント技術に纏わる〈(2) 人間観の考察〉と〈(3) 社会制度の考察〉は、議論の領域としては区別する必要がある。或るエンハンスメント技術の成立が我々の人間観に及ぼす影響と、その科学技術が政治的・法的・社会的にどの程度現実的であり、またそれらにどのような影響をもたらすのかを考えることとは、(確かに関係しているのだが) 議論の領域としては分けるべきである。こうした点から、これまで「ニューロエシックス (neuroethics)」の名の下に包摂されてきたこれら二領域を、人間の「あり方 (ethos / ethics)」といった人間観を問題とする狭義の「脳神経倫理学 (neuroethics)」と、総合的に見て一定程度実現可能性が高いエンハンスメント技術の政治的・法的・経済的・社会的影響を精確に予測し、実効的な提言を行う「脳神経ガバナンス (neurogovernance)」とに分ける必要がある(立花 2009)。このように一度分けた上で、両者にまたがる議論を構築する際には、それぞれの議論の精度を維持しながら検討を進めるべきである。

以上の三領域という区分を考慮に入れた場合、前節の各論点はおおむね以下の通りになる。まず、安全性の問題は、神経科学の領域に分類される。また、倫理的妥当性やアイデンティティ・オリジナリティ、さらには弱さや恵みに基づいた共感や支え合いといった道徳的価値は、人間観を巡る脳神経倫理学の領域に区分される。そして、医療経済学、平等・公平性の問題、医療化や社会的圧力・強制などは社会制度を巡る脳神経ガバナンスの領域に区分される。線引き問題のように、ボーダーラインのものもあり、またこれらはお互いに関連しているので、これら三領域は排他的な関係ではないことに注意が必要であるが、しかし、何がボーダーなのかを理解するためにも、こうした領域への視座は有効である。次節では、ここまでの確認によって得られた見取り図を手がかりにして、モラル・エンハンスメントはなぜ不穏な響きがするののかという、本稿の課題を考察する。

4 モラル・エンハンスメントはなぜ不穏な響きをするのか

前節で見たように、エンハンスメントを巡る議論は、科学的・技術的諸問題を扱う議論、人間性を巡る倫理的議論、そして社会に普及した際に問題となる社会制度を巡るガバナンスの議論、の三領域に分けることができる。この区分を導入した当初の目的は、エンハンスメントを議論する際に考慮すべき事柄を明確にすることで、より実りある議論を生み出すことであった(戸立花2009)。しかし、この区分は本稿の課題であるモラル・エンハンスメントの不穏さを理解する上でも一つの示唆を与えてくれている。本節では、とりわけ人間性と社会という二つの領域を踏まえながら、モラル・エンハンスメントの不穏さについて考察する。

4・1 身体的・知的エンハンスメントと技術の善用・悪用

おそらくまず問うべきは、身体的エンハンスメント、あるいは知的エンハンスメントはなぜ不穏な感じを(比較的)与えないのか、ということであろう。あるいはこう問うてもよい。身体的・知的エンハンスメントに惹かれることは違和感なく自然なことに感じられるのはなぜなのか、と。これらの問いは、なぜモラル・エンハンスメントに惹かれることは不穏な感じがするのか、という本稿の問いと表裏一体である。

では改めて問いなおそう。身体的・知的エンハンスメントに惹かれることはなぜ不穏ではないのか。さしあたりの答えは次のものである。すなわち、身体的・知的エンハンスメントに惹かれるのは、それによってもたらされる希望溢れる未来像がイメージされるからである、と。ジープは、「生命倫理学者がバイオテクノロジーについて述べる際、現在の惨状から語り出すことは減多にない。ほぼ例外なく、未来像から始ま

ないと考える人がいるかもしれない。その人は、『攻殻機動隊』でおなじみの名称でもある「光学迷彩」が現在国内外で研究が進められていることを知る必要がある。それにより、ギュゲスの指輪は例として適切であることが理解できるだろう。

る」と述べた上で、「人間は将来、超人間的な存在となる、あるいはなりうるとする……〔中略〕……見解は、研究者自身、あるいは熱意溢れる生命倫理学者によって、しばしば強調されすぎるくらいがある」と指摘している(ジープ 2007: 197, 198)。「エンハンスメント」という言葉とともに、何らかの「輝かしい未来像」が提示されたり、あるいは期待されたりしていることはおおむね理解を得られるだろう。既に見たように、確かにエンハンスメントが普及した社会は、人間観や社会制度として問題を抱えることがある。しかし、そうした問題を抱え込みながらも「得られるものの輝かしさ」のゆえに、我々は身体的・知的エンハンスメントに惹かれていくのである。

ここに或る反論を見て取ることは容易である。すなわち、モラル・エンハンスメントもまた、あるいはモラル・エンハンスメントこそが「希望溢れる輝かしい未来」を約束するのではないか。犯罪や事件、戦争のない社会ほど我々にとって有り難いものはないのではないか。それだから、「輝かしい未来像」の有無を徴表にしてモラル・エンハンスメントの不穏さを説明することはできないのである。

こうした反論は至極まっとうである。既に見たように、モラル・エンハンスメントは確かに(少なくとも)暴力や攻撃性を対象としている。それだから、モラル・エンハンスメントによってそうした反社会的傾向が是正されることは期待されていると考えてよいし、そこに明るい未来像を描くことは間違いではない。むしろこの見方は、件の「不穏さ」の原因を、モラル・エンハンスメントの輝かしさと表裏一体の或る「懸念」から説明することになるであろう。すなわち、モラル・エンハンスメントは、社会における異分子を排除する方向で働く可能性も抱え込んでおり、優生思想やナチズムを再燃させるのではないかと懸念である(永見 2007: 383)。たとえば、(他ならぬナチスを生み出したドイツの) DREZE が、「社会的差別と優生学的誤用の危険」という節で次のように述べていることは重く受け止めるべきであろう。

エンハンスメントが社会的差別を引き起こし、……「中略」……同時に、自分自身のためにあれ子孫のためであれ、そのような差別の機先を制するために、遺伝子技術によるエンハンスメントを用いよという社会的プレッシャーも生じるかもしれない。さらに、遺伝子技術によるエンハンスメントが国家による強制的な優生学の意味で誤用された場合には、この問題はいっそう深刻なものとなるだろう。

(DRZE (ed.) 2002 (邦訳 p. 33))

モラル・エンハンスメントは社会から暴力・犯罪を排除するという意味では明るい未来像を描かせてくれる。また、それが「悪用」され、社会から異分子を排除するという仕方では暗い未来像を描くことになる。それだから、モラル・エンハンスメントが不穏な響きをもつ一因をこうした「悪用」への懸念に見いだすことはできるし、部分的にはそうした懸念が不穏さを下支えしているのだろうと思われる。その意味では、先の反論は適切である。

しかし、本稿で考察する不穏さは、より根幹に関わるものであり、その段に至っては先の反論はもはや適切ではなくなるような根幹の不穏さである。以後、この問題に取り組むことになるが、簡単に補足をしておこう。もし先の反論で論点を尽くしているのならば、身体的・知的エンハンスメントでさえも、それが「悪用」された場合には「暗い未来像」が描かれるのであるから、やはり不穏さを感じさせるはずである。それでもなお、とりわけモラル・エンハンスメントに不穏さを感じとる人たちは、それが「悪用」された際に描かれる「未来像」があまりに暗いものであるから、と主張することができよう。優生思想やナチズムに言及しつつ懸念を表明するとき、彼らはモラル・エンハンスメントの不穏さその点に見てとっているように思われる。しかし、これはおそらく誤解である——モラル・エンハンスメントにとりわけ不穏さを感じることは自体は誤解ではないのだが——。モラル・エンハンスメントが不穏さを孕んでいるのは、描かれるもの

の暗さゆえではないのである。もしそうであるならば、彼らは「善用」されたときの輝かしさも強調すべきであろう。しかし私の洞察では、たとえどんなに善用されようと輝かしいとは思えないような、否、むしろ善用されればされるほどかえって居心地が悪くなるような、そうした不穏さをモラル・エンハンスメントは抱え込んでいるのである。

4・2 モラル・エンハンスメントの不穏さ——「誰」がその未来像で描かれているのか？

「悪用」されるから不穏のではなく、「悪用」されようが「善用」されようが、それでもなお不穏に思わせる要因がモラル・エンハンスメントにはあるのではないかと、直観は本稿の駆動力である。善用・悪用の如何に関わらず、およそモラル・エンハンスメントであるがゆえに不穏に感じられるその原因を明らかにするためには、身体的・知的エンハンスメントが「明るい未来像」を描くとき、そこで描かれているのは「誰」なのかを考察する必要がある。

具体的に見ていこう。たとえば、身体的エンハンスメントに我々が惹かれてしまうのは、容姿・肉体がよりすばらしいものになる、という未来像を抱かせてくれるからである。容姿・肉体のすばらしさを我々が希求するのは、我々が自分の容姿・肉体に対する鬱屈した思いや、あるいは老化現象などに伴うそれらの低下による懸念を抱え込んでいたり、実際に辛苦に耐えているからである。

同様のことは、知的エンハンスメントについても完全に成り立つ。すなわち、我々が知的エンハンスメントにどうしても惹かれてしまうのは、注意力・記憶力がよりすばらしいものになる、という未来像を描かせてくれるからである。それがすばらしいものに思われて仕方がないのは、我々が自分の注意力・記憶力のなさに対して嘗めてきた辛酸や、あるいは老化現象などに伴うそれらの低下による懸念を抱え込んでいたり、実際にその歯痒さに耐えているからである。

このように、身体的・知的エンハンスメントというものに我々が前反省的・初動的に強く惹かれてしまふのは、我々の個人的な多くの（そしてあまり幸ではなかった）実体験に根ざしているからである。（知的にも身体的にも全く不満を感じてこなかった人は、こうしたエンハンスメントにはあまり興味を示さないのではないだろうか。）この考察が意味をもっているのは、身体的・知的エンハンスメントによる輝かしい未来像の中では、知的にも身体的にもエンハンスメントされた〈私〉が描かれている、ということを明らかにしているからである。⁵⁾

繰り返し注意する必要があるのだが、確かにそうしたエンハンスメント技術によって人間観が変化する可能性はある。また、広く社会に普及した場合には既に見たような様々な問題が生じる可能性もある。しかしながら、それは、〈私〉（〈だけ〉）がそうしたエンハンスメントを手に入れた場合には、さしあたりは問題とならないのであり、〈私〉〈だけ〉ではなく〈多く〉の〈他者〉がそれを享受できるようになった場合に問題として生じるのである。そして、もし〈私〉〈だけ〉がそうした技術を享受できるならば、「実のところそれでいい」とか、「むしろその方が理想的だ」と呟く人は少なくなるのではないだろうか。（この意味では、先に見たような「人間観の変容」やとりわけ「社会的諸問題」を巡る諸論点へ向けられる関心の強さ——これは研究の多さが証左となっている——や、我々がそうした諸論点に惹かれていくという事態は、付随的・派生的・二次的な——いわば「仕方なく」や「必要に迫られて」といった言葉で代弁することもできるような——ものではないだろうか。）

しかし、モラル・エンハンスメントは、この点で身体的・知的エンハンスメントとは全く逆の構造をしている。このことを具体的に考えてみよう。まず、殺人や性犯罪に代表されるような凶悪犯罪を犯す可能性の高い人の存在はなぜ疎まれるのだろうか。⁶⁾ それは、〈私〉や〈私〉の愛する人たち（＝〈我々〉）が、または見

(5) たしかに、スポーツ選手の監督や教師は自分自身のためではなく、選手や子どもたちのためにそうしたエンハンスメント技術が成立することを望むかもしれないが、そうした事例は周縁的なものであるように思われる。また、そうではないとしても、次のモラル・エンハンスメントの特徴と対比させた場合、あまり重要な論点にはならないように思われる。

(6) もちろん、自分自身が短気で暴力的で犯罪を犯しかねない（あるいは犯してきた）という人は、〈自分〉をエンハンスメント

ず知らずではあるが善良な（少なくとも善良だと思われる）人々が、そうした暴力や犯罪の被害に遭うかもしれないからである。もし脳状態や遺伝子をみることで人の犯罪を傾向の高さがわかるようになれば、そこで判明した「リスク」の高い〈彼ら・彼女ら〉に対して「適切な対応」をとることができる。それは懸命な教育かもしれないが、隔離かもしれない、あるいは薬理的・外科的・遺伝的エンハンズメントかもしれない。どういった対応が採りうるのかは社会制度との兼ね合いを睨みながら考える必要があるが、いずれにせよ、そうした〈彼ら・彼女ら〉を事前に発見し、「治療」ないし「エンハンズメント」することにより、〈私〉や〈我々〉の被害のリスクを減らすことができる。

このように、モラル・エンハンズメントというものに我々が前反省的・初動的に強く惹かれてしまうのは、それによって〈私〉や〈我々〉が事件の被害に遭わずにすむようになると思われるからである。その背後には、日々、思いも寄らないところで、そんな悲惨な目に遭うべきではない人々が、聞くに堪えない凄惨な事件に巻き込まれていることを我々が知っていると、いう事実が横たわっている。〈愛する人々〉がそんな目に遭わないことを〈我々〉は日々心の底から祈っており、また祈る以外に何も為す術がないほどに無力であり続けていることを知っているからこそ、モラル・エンハンズメントはいわば「福音」に思われるのであり、またそうであるがゆえに惹かれてしまうのである。かくして、モラル・エンハンズメントによる未来像の中で描かれているのは「誰」なのかということが明らかとなった。そこで描かれているのは〈私〉や〈我々〉ではなく、道徳的にエンハンズメントされている〈多く〉の〈他者〉たちなのである。もし〈我々〉もまた描かれるとすれば、それはそうしてエンハンズメントされた〈多く〉の〈他者〉（＝〈彼ら・彼女ら〉）を尻目に安堵のため息とともに幸せそうな顔をして安寧の日々を送っている姿としてである。

モラル・エンハンズメントのこうした異質性は、〈私〉〈だけ〉が道徳的にエンハンズメントされるという状況が如何に無意味に思われるのかを——それが身体的・知的エンハンズメントだったなら喜びに体を震わ

せただろうということ併せて——思い起こすことができ、**〈私〉〈だけ〉**が道徳的にエンハンスメントされ、**〈私〉〈だけ〉**が道徳的に立派な人になったところで、**〈多く〉**の**〈他者〉**が道徳的に問題を抱えたままならば、モラル・エンハンスメントの意味が空転してしまう。道徳的に非常に立派なあなたは、今晚仕事の帰り道で、通り魔に刺し殺されるかもしれない、公園に引きずり込まれて強姦されるかもしれないのである。**〈あなた〉〈だけ〉**が道徳的にエンハンスメントされるという設定は、モラル・エンハンスメントのもつ魅力を完全に殺してしまう。

モラル・エンハンスメントがなぜ不穩に響くのかはもはや明らかである。モラル・エンハンスメントという事柄そのものの内に、「**〈我々〉**のために**〈多く〉**の**〈他者〉**をエンハンスメントの対象とする」ということが内蔵されているからである。身体的・知的エンハンスメントは、まずはじめに**〈自分自身〉**を対象することによって、その魅力を發揮する。他方、モラル・エンハンスメントはまずもって**〈他者〉**を対象とすることによって、その魅力を發揮するのである。モラル・エンハンスメントは、最初から他者に向けられたものなのである、したがってその不穩さは、善用・悪用の如何とは無関係である。それゆえまた、この不穩さは、モラル・エンハンスメントによる未来像が輝かしいものであるか暗翳を投じているものであるかといったこととも無関係なのである。以上のように、モラル・エンハンスメントが不穩に響くのは、「顔の見えない多くの他者を、我々のためにエンハンスメントし、統御し、安心したい」という、不安にうなされ続けてきたがゆえに日々激しさを増している我々の暗い欲望が見え隠れするからなのである。

——
するために道徳的エンハンスメントに関心を持つだろう。しかし、そうした人は、身体的・知的エンハンスメントの場合とは逆に、例外的だと思われる。

本稿を纏めることとしよう。本稿では、「我々はなぜエンハンスメントに惹かれるのか」という〈子供じみた〉問いに導かれながら考察を開始した。エンハンスメントという議論領域については、その意味、種類、手法、具体例、主要な論点については或る程度見取り図を描けるようになってきている。さらにそうした見取り図に、(1) 科学技術的領域、(2) 人間性を問う倫理的領域、(3) 社会のあり方を問うガバナンスの領域、という三領域を設定することにより、よりいっそう見通しをもって見取り図を片手に渉猟することが可能となる。

しかしながら、こうした見取り図には載らない事柄がある。それが本稿が問題とした、「我々はなぜエンハンスメントに惹かれるのか」という問題である。本稿はこの問題を「なぜモラル・エンハンスメントは不穏な響きがするのか」という問いに焦点化した上で取り組んだ。そして、本稿が得た結論は次の通りである。すなわち、モラル・エンハンスメントは、本質的に〈他者〉に向けられたものであり、しかもそれは〈私・我々〉のためであり、言い換えれば「顔の見えない多くの他者を、我々のためにエンハンスメントし、統御し、安心したい」という暗い欲望を露見させており、これらのゆえに拭いがたく不穏さにつながるのである。この点で、本質的に〈自分自身〉を対象することによってその魅力を発揮する身体的・知的エンハンスメントとは全く逆の構造をしているのである。

本稿冒頭で述べたように、エンハンスメントという議論領域において本稿が明らかにしたものが中心的な論点になることはないように思われる。なぜなら、それは、解決したり他の事柄と調整したりする必要に迫られるような事柄ではないからである（逆に言えば、そういった必要が生じたときには論点として表舞台に立つだろう）。とはいえ、今後の渉猟のために、最後に一点だけ見取り図との関係を指摘しておきたい。先に述べたよう

に身体的・心的エンハンスメントにとって、とりわけ「社会的諸問題」への取り組み（ガバナンスの議論領域）は或る意味では二次的なものである。それは、〈私〉〈だけ〉がエンハンスメントされるという状況が意味をもっているからである。しかし、モラル・エンハンスメントの場合、〈私〉〈だけ〉がエンハンスメントされるという状況は全く意味をもたず、〈多く〉の〈他者〉がエンハンスメントされるような状況が必要とされている。これは、モラル・エンハンスメントは社会制度として成立するということがはじめから要請されている、ということであり、その意味で、モラル・エンハンスメントははじめから社会変革を希求するという構造をしている、ということである。それだから、モラル・エンハンスメントを考察する際には、「人間観の変容」やとりわけ「社会的諸問題」への取り組みが本質的に重要な意味をもつということ、それゆえガバナンスの議論が必須であるということに注意する必要があるのである。

文献表

- Verzeichnis Referenzzentrum für Ethik in den Biowissenschaften (DRZE) (ed.) 2002. *Enhancement: die ethische Diskussion über biomedizinische Verbesserungen des Menschen*, drei-Sachstandsbericht Nr.1, Bonn. (邦訳 生命環境倫理・インテリジェンス情報センター(編) 松田純・小原宗一郎(訳) 2003 『ヒューマンズメント：バイオテクノロジーによる人間改造と倫理』知泉書院。)
- Greely, H. T. 2006. "The social effects of advances in neuroscience: legal problems, legal perspectives", in Illies (ed.) 2006: ch.17 (pp. 245-263). (邦訳 ヲノバ(編) 2008: ch. 17 (pp. 398-432).)
- Illies, J. (ed.) 2006. *Neuroethics: Defining the issues in theory, practice, and policy*. Oxford University Press. (邦訳 シュティ・イレヌ(編) 2008 『脳神経倫理学』高橋隆雄・桑和彦(監訳) 篠原出版新社。)
- Kass, R. (ed.) 2003. *Beyond Therapy: Biotechnology and the Pursuit of Happiness. The President's Council on Bioethics*. Washington, D.C. (October 2003). (米国政府のURL [http://www.bioethics.gov/reports/beyondtherapy/] からダウンロード可能。邦訳 レオン・R・カス(編著) 2005 『治療を超えて：バイオテクノロジーと幸福の追求：大統領生命倫理評議会報告書』倉持武(監訳) 青木書店)
- Parens, E. 2006. "Creativity, gratitude and the enhancement debate", in Illies (ed.) 2006: ch.6 (pp. 75-86). (邦訳 イレヌ(編) 2008: ch. 6 (pp.131-152).)
- Tachibana, K. 2008. "An Inquiry into the Relationship between Public Participation and Moral Education in Contemporary Japan: Who decides your

way of life?", in Ishihara, K. & Majima, S. (eds.) 2008. *Applied Ethics: Perspectives from Asia and Beyond*. Hokkaido University, chapter 4 (pp.26-39.)

(URL「<http://hdl.handle.net/2261/22005>」からダウンロード可能)

植原亮 2008「薬で頭をよくする社会——スマートドラッグにみる自由と公平性、そして人間性」、信原幸弘・原塑(編) 2008『脳神経倫理学』、勁草書房、pp. 173-200.

櫻井芳雄 *et al.* 2007『ブレイン・マシン・インターフェイス最前線：脳と機会を結ぶ革新技術』、工業調査会。

島蘭進 2005「増進的介入と生命の価値——気分操作を例として」、『生命倫理』15(1) pp. 19-27.

立花幸司 2009「モラル・エンハンスメント(道徳能力の増強)は脳神経倫理学の議題となるか?——ニューロエシックスと脳科学ガバナンス」東京大学教養学部哲学・科学史部会『哲学・科学史論叢』第十一号(二〇〇九年) pp. 1-35。(UTCP内のURL「http://ucp.c.u-tokyo.ac.jp/members/pdf/rachibanakoji2009moral_enhancement.pdf」からダウンロード可能)

松田純 2007「エンハンスメント(増進的介入)と(人間の弱々)の価値」、島蘭進・永見勇(編)『スピリチュアリティといのちの未来』、人文書院、pp. 114-130.

ルードヴィヒ・シーブ 2007「科学と社会的価値」、島蘭進・永見勇(編)『スピリチュアリティといのちの未来』、人文書院、pp. 217-226.